

理美けんぽ通信

ご家族の皆様にもご覧いただくために、ぜひ毎号ご自宅へお持ち帰りください。

《TOPICS》

令和5年度 予算決定

2023
春号
No.25

理美けんぽより皆さまへ

インフォメーション

令和5年度の予算が決まりました

加入者サービス計画

- ・リニューアルしたアプリで禁煙サポート
- ・家庭用常備薬の特価案内
- ・スポーツクラブ優待利用サービス～春のおトクなキャンペーン～

特定健診・特定保健指導を受けましょう

- ・もれなくQuoカード8,000円をプレゼント

「被扶養者資格調査（検認）」へのご協力ありがとうございました

- ・接骨院・整骨院に正しくかかりましょう
- ・医療機関の機能・役割に応じた適切な受診をしましょう

マイナンバーカードと保険証の一体化～マイナンバー保険証のメリット～

- ・被保険者資格の勤務期間要件の取り扱いが変更になりました
- ・資格取得届等は速やかに提出しましょう
- ・令和5年4月から出産育児一時金が42万円から50万円に増額されました

理美けんぽから皆さまへ



日頃より多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、理美けんぽでは、去る2月に行われた組合会で承認を受け、令和5年度の健康保険料率を10.00%、介護保険料率を1.78%とし、健康保険料率・介護保険料率ともに前年度から据え置きとなりました。

組合員の皆さまには、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新たな生活様式が定着し日常を取り戻しつつある中、昨年は急激な国際情勢の変化により、エネルギーや食糧供給の不安定化で世界的なインフレや物価高騰が続き、経済や私たちの生活へ大きな影響を及ぼしています。

一方、健保組合では、高齢者医療を支えるために国へ多額の納付金を納めているため、依然として厳しい運営状況が続いています。

そのような状況の中、理美けんぽでは今年度も各種保健事業の推進と医療費削減に努めて参ります。

多くの方が受けている健康診断の結果から、特定保健指導該当者への受診勧奨等重症化を予防するアプローチを行い、生活習慣病予防に向けた健康増進への取り組みをしています。健康診断の結果は、健康保持・増進に活かしましょう。

また、ご好評いただいている禁煙サポート事業は、今年度より無償配布の禁煙補助剤に加え、スマートフォンのアプリを使って卒煙カウンセラーの支援を受けながら禁煙達成を目指す、より便利なプログラムにリニューアルしました。是非積極的にご利用ください。

皆さまにおかれましては、日々の「良質な睡眠」「栄養バランスの良い食事」「適度な運動」で生活習慣を整え、健康な身体づくりを目指していただくと共に、医療機関への適正な受診、ジェネリック医薬品の利用等、医療費削減にご協力いただきますようお願い申し上げます。

皆さまが健やかな日々を送られることを願っております。

インフォメーション

令和5年度の予算が決定しました

～令和5年度の予算規模は63億58万6千円になります～

■一般勘定（健康保険）予算概要

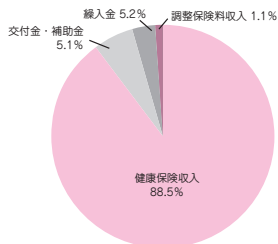
収入面では、被保険者・事業主の皆さまから納めていただいた保険料が、全体の88.5%、金額にして約56億計上しています。その他、健康保険組合連合会や国からの補助金を計上しています。

支出面では、昨年度の医療費動向を踏まえ、保険給付費が全体の約52%、約32億円を計上しています。一方、高齢者医療制度への納付金は全体の43%、約27億円となります。

○収入

単位：千円

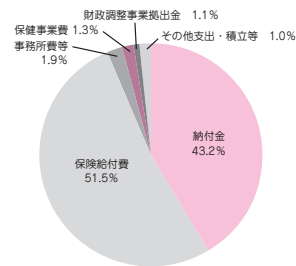
科 目	令和5年度予算額	割 合
1. 健康保険料収入	5,574,258	88.47%
2. 調整保険料収入	70,562	1.12%
3. 繰入金	329,883	5.24%
4. 国庫補助金収入	458	0.01%
5. 財政調整事業交付金	324,000	5.14%
6. 雑収入	1,425	0.02%
収入合計	6,300,586	100.0%



○支出

単位：千円

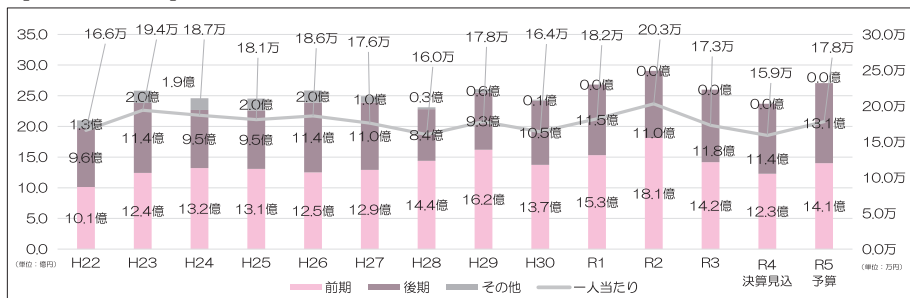
科 目	令和5年度予算額	割 合
1. 事務所費	115,470	1.83%
2. 組合会費	3,000	0.05%
3. 保険給付費	3,246,000	51.52%
4. 納付金	2,720,111	43.17%
5. 保健事業費	83,318	1.32%
6. 還付金	404	0.01%
7. 営繕費	5,400	0.09%
8. 財政調整事業拠出金	70,562	1.12%
9. 連合会費	4,500	0.07%
10. 積立金	1,420	0.02%
11. 雑支出	401	0.01%
12. 予備費	50,000	0.79%
支出合計	6,300,586	100.0%



※主な用語の解説

- ・健康保険料収入
被保険者・事業主の資格から納めていただいた健康保険の保険料です。
- ・繰入金
収入の不足を補うため、積立金から繰入れるものをいいます。
- ・財政調整事業交付金
健保組合の財政事情を踏まえ、健保組合の連合組織である健康保険組合連合会から交付される交付金をいいます。
- ・保険給付費
加入者（被保険者・被扶養者）医療の病気、ケガ、出産、死亡などに対する医師の診療（現物給付）や手当金（現金給付）のことをいいます。
- ・納付金
被保険者・事業主の資格から納めていただく保険料のうち、高齢者医療制度等の医療費をまかなうために健康保険組合が負担する拠出金をいいます。
- ・財政調整事業拠出金
健康保険組合連合会が、各健保組合に交付する「財政調整事業交付金」の財源となる費用で、すべての健保組合が負担しています。収入科目の「調整保険料収入」から充てられます。

【納付金の推移】



皆さまからお預かりしている保険料の一部は、高齢者医療を支えるため国へ多額の納付金として支払っています。

保険給付費に次いで大きなシェアを占める令和5年度の拠出金は、前期高齢者納付金として14.1億円、後期高齢者支援金として13.1億円支払われます。これは、支出全体の43%を占めており、健保組合の財政を圧迫しています。

また、令和6年度には団塊の世代が全て後期高齢者に移行し、後期高齢者が急増することとなります。これに伴い医療費の増加が危惧されることから、昨年の10月より一定所得以上の後期高齢者の窓口負担割合を1割から2割に引き上げられました。しかしながら、後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いた約4割は現役世代が負担していることから現役世代の負担軽減効果は十分であり、今後も健保組合は厳しい状況が続くものと考えられます。

加入者サービス計画

理美けんぽでは、令和5年度に以下のサービス実施を予定しております。
加入者の皆さまの健康づくりや生活習慣の改善に是非お役立てください。

事業名称		事業概要	実施期間
各種健康診査		加入者（被保険者・被扶養者）を対象とした各種健診の補助 ※指定医療機関等の情報については、理美けんぽホームページをご参照ください。	1年度に1回
特定健診		40歳以上74歳未満の被扶養者を対象とした無料の健診	毎年6月頃に 受診券を配布
特定保健指導		特定健診の結果をもとに、対象者に内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目した生活習慣改善プログラム 申し込み、参加された方にもれなくQuoカードを進呈 (初回面談終了者 3,000円分 、プログラム終了者は更に 5,000円分 進呈)	対象者へ随時 通知
インフルエンザ 予防接種事業		加入者を対象としたインフルエンザ感染の予防接種	毎年10月～3月
禁煙サポート事業		禁煙外来を受けていない被保険者を対象とした禁煙補助剤の無償配付とアプリを使った禁煙サポートにリニューアル	1年度に1回
メンタルヘルス 支援サービス		加入者および事業主（労務管理責任者）が利用できるメンタルヘルス（うつ病など）専門の無料相談サービス（電話・Web）	随時
各種 優待サ ービ ス	スポーツクラブ 優待利用サービス	15歳以上の加入者（被保険者・被扶養者）とその家族がスポーツクラブを優待価格にて利用できるサービス	通年
	冠婚葬祭サービス	・プライダルサポート 加入者とその家族が提携結婚式場等において各種優待が受けられるサービス ・葬儀プラン 加入者とその家族が提携葬儀社において葬儀サービス一式を優待価格で受けられるサービス ・葬儀支援制度（セレモニーサポート） 加入者とその家族（2親等以内）の方を対象とした葬儀社の紹介・割引利用制度	随時
	パッケージツアー 割引サービス	加入者およびその同行者を対象としたJTB、JALパック等の各種国内・海外パッケージツアーの割引サービス	
	各種宿泊施設の 優待利用サービス	加入者とその家族の方を対象とした各種宿泊施設の割引サービス	
プレママ・子育て家庭 支援事業		プレママ（妊娠期の女性）やお子様を出産された加入者を対象とした包括支援事業（妊娠・出産に関連した情報提供や育児専門誌の配付等）	出産された方 へ送付
ジェネリック医薬品 転換通知		ジェネリック医薬品に切り替えることにより薬代が安くなる対象者へ送付	毎年1月頃
医療費通知		前年の1月から10月に医療機関を受診し、一定額以上の自己負担の支払いをしている方へ送付	毎年2月頃
機関誌の発行		予算・決算や各種事業のご案内などを掲載した機関誌を発行	年2回（春・秋）
家庭用常備薬の 斡旋事業		職場や家庭に常備する薬や健康関連用品を特価で案内	年2回 （春・秋機関誌発行時）
「健康保険のしおり」 「ジェネリック医薬品 希望シール」の配付		健康保険の手引き・ジェネリック医薬品希望シールを配布	保険証交付時 に同封配布

スマートフォンのアプリを使って禁煙に挑戦してみませんか？

理美けんぽでは、禁煙による健康増進や受動喫煙防止を目的とし、禁煙サポート事業を実施しています。

令和5年度は、禁煙補助剤（無償配布）とスマートフォンのアプリを使って、卒煙カウンセラーの支援を受けながら禁煙達成を目指すプログラムにリニューアルしました。

タバコはさまざまな病気の原因になり、メタボや生活習慣病、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症にもかかりやすく重症化しやすくなります。

今こそ禁煙をスタートさせましょう！

●プログラムの参加方法

① アプリをダウンロード

App StoreまたはPlayストアで「ascure卒煙」と検索、もしくはQRコードからアプリをダウンロードしてください。



招待コード 279122

② ユーザー登録

アプリの手順に従って登録を進めてください。

※途中で必要となる招待コードは、表面に記載のある数字6桁を入力してください。

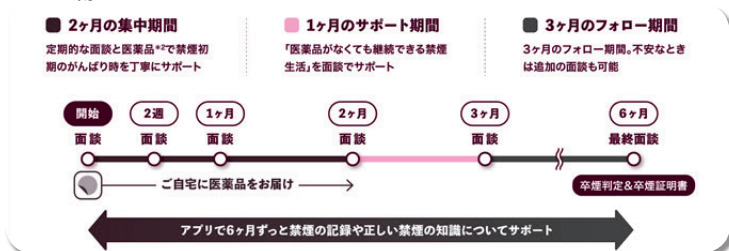
③ アプリ内で面談予約

アプリで初回面談の予約をしていたきましたら、指導員から面談方法についてご連絡差し上げます。

■参加資格■

禁煙外来を受けていない被保険者

●プログラムの流れ



家庭用常備薬等の特価案内

日々の健康管理・維持に欠かせない家庭用常備薬等を特別価格にてご案内しています。お求めやすい低価格となっておりますので、是非ご利用ください。

申込方法	添付いたしました商品一覧から希望の商品を選び、専用申込書（またはFAX）でお申込みください。※代金は振込用紙（商品同封）にてお支払いください。
申込時期	令和5年4月1日から令和5年7月31日

スポーツクラブルネサンス春キャンペーンのお知らせ

ご好評いただいているスポーツクラブ優待利用サービスでは、春キャンペーン（令和5年4月1日から5月28日まで）を実施しています。



期間限定 4/1(土) ▶ 5/28(日)

月額固定 使い放題後援プラン 月々 9,570 円 (税込) Monthlyコーポレート会員 ※要申込み	・事務手数料 ・月会費 1ヵ月分 ・レンタル用品 (最大2ヵ月分) 通常 3,740 円 / 月 (税込) タオル(2枚セット) / シャワー / トイレ / ハーフバグ 0 円
都度払い 使う都度お支払い 1回 1,980 円 (税込) 1Dayコーポレート会員	レンタル用品 通常 1,760 円 / 月 (税込) タオル(2枚セット) / シャワー / トイレ / ハーフバグ 0 円

まずは見から！
ラクラク見学予約はコチラ！



RENAISSANCE

店舗の詳細は ルネサンス 店舗一覧 検索

※特約は、ルネサンスに初めてご入会される方（通会費7万円以上お支払いいただいた方を除く）のみ適用。フィットネス入会費からコーポレート会員への会費は別途ありです。※8月1日より、月額定額プランでご利用いただけます。1Dayコーポレート会員は別途あり。※レンタル用品は利用可能。※お支払い金額は、お支払いの月分1,100円（税込）の範囲となります。

特定健診・特定保健指導を受けましょう

理美けんぽでは、生活習慣病予防のために、ご家族（被扶養者）向けの健康づくり事業として、「特定健診」と「特定保健指導」を行っています。

近年、日本では生活習慣病が増え続け、日本人の死因の2/3、医療費の1/3を占めています。生活習慣病は、一人ひとりがバランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身につけることにより予防可能です。年に一度、特定健診を受診し、自身の健康状態の把握と生活習慣を見直すきっかけにしましょう。

●「特定健診」とは

40歳から74歳までのご家族（被扶養者）を対象に行うメタボリックシンドロームに着目した健診です。（毎年6月頃に無料受診券を配布しています）自覚症状のない段階から内臓脂肪の蓄積をチェックすることで「メタボリックシンドローム」を予防・解消し、生活習慣病を予防しましょう。

●「特定保健指導」とは

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、専門家（保健師・管理栄養士など）がサポートを行い、生活習慣の改善を支援するものです。

また、現場の中核となる40代以降の方の健康増進につながり、労働生産性の向上や経営上の人的損失等のリスクを低減できるプログラムです。

●「特定保健指導を受けないとどうなる？」

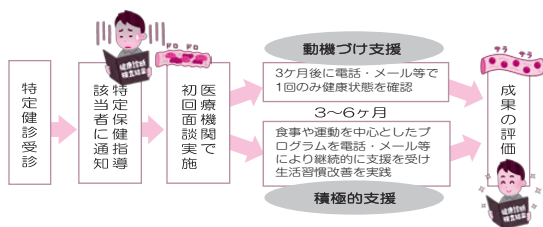
特定健診・特定保健指導は、保険者に実施する義務があります。

健診や保健指導を受けないと、生活習慣に潜むリスクを見つける機会を逃すことになり、生活習慣病や重症化を予防することができません。

また、理美けんぽの特定保健

指導受診率は低い状況です。実施率の低い健保組合は、後期高齢者支援金の加算（ペナルティ）が課され、組合の財政・運営に大きな影響を与え、ひいては保険料率の引き上げなどにつながりかねません。

特定健診・特定保健指導は必ず受診しましょう。



特定保健指導を受けると

もれなくQuoカード8,000円分がもらえます！

特定保健指導の対象の方で、申し込み後に初回面談を受けられた方・その後継続支援を終了された方

初回面談を
受けられた方
全員

Quoカード
3,000円分プレゼント

さらに！

継続支援を
終了された方
全員

Quoカード
5,000円分プレゼント

※本キャンペーンは、申し込み上限に達し次第予告なく終了する場合がございます



「被扶養者資格調査（検認）」へのご協力ありがとうございました

昨年11月より被扶養者としての資格の有無確認を目的として実施いたしました、「被扶養者資格調査（検認）」につきまして、事業主・対象者の皆様には格別なご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

今回の調査の結果、扶養不認定者数は270名となり、その主な理由は「収入超過」ということが判明しました。今後の届出漏れ等にはくれぐれもご注意ください。

検認対象者数	扶養条件内（認定）	扶養不認定（削除）※不備・未提出を含む。
6,655名	6,385名	270名

今年度もご協力のほどよろしくお願いいたします。

*令和5年1月末時点の数値です。

整骨院・接骨院に正しくかかりましょう

整骨院・接骨院の治療（施術）は、外傷性の傷病（業務上・通勤途上の災害を除く）に限り健康保険が使えます。正しいかかり方を理解し、適正受診にご協力ください。

健康保険の対象となる場合	健康保険の対象とならない場合
急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼 ※骨折・脱臼については医師の同意が必要です（応急処置を除く） 	・単なる肩こり、筋肉疲労 ・慰安目的のあんま・マッサージ代わりの利用 ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり ・脳疾患後遺症などの慢性病 ・過去の交通事故による後遺症 ・症状の改善が見られない長期治療 ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く） ・仕事や通勤途上におきた負傷 

●けんぽから治療内容を確認させていただく場合があります

整骨院・接骨院による健康保険の対象とならない施術の請求や架空請求・水増し請求といった不適切な請求が一部見受けられます。整骨院・接骨院にかかった際は、受診の記録や領収書等を大切に保管いただき、けんぽから照会がありましたらご自身で回答できるようご協力をお願いいたします。（照会時期は手続き上、施術日から数か月後になります）

医療機関の機能・役割に応じた適切な受診をしましょう

令和4年10月1日から、国の制度見直しにより、紹介状を持たずに外来受診する患者等の「特別の料金」の額を引き上げました。これは、一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担の課題が生じているためです。まずは、お住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受けて、専門的な医療等を行う医療機関を受診するとともに状態が落ち着いたら地域の医療機関に戻っていただくことが重要です。

「特別の料金」の対象となる病院	特定機能病院 一般病床200床以上の地域医療支援病院 一般病床200床以上の紹介受診重点医療機関		
「特別の料金」の対象となる患者 ※対象とならない場合もあります	初診	他の医療機関からの紹介状なしで受診する患者	
	再診	病院から他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する患者	
「特別の料金」※	初診	医科	5,000円以上→ 7,000円以上
		歯科	3,000円以上→ 5,000円以上
	再診	医科	2,500円以上→ 3,000円以上
		歯科	1,500円以上→ 1,900円以上

※「特別の料金」の額には、消費税分が含まれます。消費税分を含めて、対象病院は上記の額以上の「特別の料金」を徴収します。

マイナンバーカードと保険証の一体化～マイナンバー保険証のメリット～

政府は、令和6年秋頃を目標に、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化することを決定しました。現在、保険証利用に必要なオンライン資格確認等システムの設置が進んでおり、令和5年4月からは、全ての医療機関・薬局において、マイナンバー保険証を利用して受診ができるようになります。（デジタル庁より）



被保険者資格の勤務期間要件の取り扱いが変更になりました

(1)雇用期間が2ヶ月以内の場合における取扱いが変更になります

令和4年10月から、雇用期間が2ヶ月以内であっても、以下のいずれかに該当する場合は、**雇用期間の当初から社会保険の加入**となります。

雇用期間が2ヶ月以内であっても社会保険が適用される場合

- ア. 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- イ. 同一事業所において、同様の雇用契約書に基づき雇用されている者が、更新等により最新の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

(2)短時間労働者の勤務期間要件が一般の被保険者と同様になります

短時間労働者の適用要件の1つである「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されました。これにより短時間労働者の勤務期間要件は、一般の被保険者と同様になり、上記(1)と同様に、**雇用期間の見込みが2ヶ月超の場合は適用対象**となります。

～事業主の方へ～ 資格取得届等は速やかに提出しましょう

- ・届出書類は、マイナンバーの登録・反映のため、必ず**5日以内に提出**してください。
- ・確実に入社が決定している方の届出は、事前に提出いただくことで健保で内容点検することができます。

令和5年4月から出産育児一時金が42万円から50万円に増額されました

支給額：一児につき50万円

※産科医療保障制度に加入していない医療機関等で出産した場合や妊娠22週未満の出産の場合は、48万8千円です。

理美けんぽ通信 2023年春号（2023年4月発行）

編集・発行：全日本理美容健康保険組合

所在地：〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町1-7
日本橋ノースプレイス 4F

連絡先：TEL03-6661-6106 FAX03-5652-5757

電話受付時間：月曜～金曜 9：00～15：00

ホームページ：http://www.ribi-kenpo.com/（パソコン・スマホ共通）

